# 資料 5

# 幼児教育・保育の無償化が10月から始まることに伴い 改正する条例について

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の 基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担 軽減を図ることを目的に本年10月1日から実施するものです。

このことに伴う子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)が施行されたことにより、国の規定に基づき必要な整備等を行うため、下記のとおり関連する条例の改正案を市議会に提出します。

#### 【令和元年第3回定例会(9月議会)(予定)】

① 鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

#### (内容)

- 市長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和
- 市長が認めた場合における連携施設の確保義務の免除
- ・題名の改正

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

- ・食事の提供に要する費用の取扱いの変更
- ・ 略称の修正

「支給認定」→「教育・保育給付認定」

「支給認定保護者」→「教育・保育給付認定保護者」

「支給認定子ども」→「教育・保育給付認定子ども」

## ② 鶴ヶ島市立保育所の設置及び管理条例

#### (内容)

- ・鶴ヶ島東部保育所が今年度末に閉鎖することを受け、条例に規定する鶴ヶ島東部保育所の名称・所在地・入所定員の項を削る。
- ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う略称の変更を行う。

#### 【令和元年第4回定例会(12月議会)(予定)】

① 鶴ヶ島市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

#### (内容)

- ・主に連携施設の確保について猶予期間が5年であったものが、10年に延長されたこと。
  - →H30.4.1 時点、連携施設要件をすべて満たした事業者は全国で約46%となっており、約半分は連携施設を確保できていない状況であることを踏まえ、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長することとなりました。

当市における連携施設確保状況については、特定地域型保育事業を行うすべての事業者が、平成31年4月1日時点において市内の幼稚園と連携することができているため、無償化関連条例とは別の時期に改正を提案する予定です。

### 【その他の事項】

今回の一部改正法による改正で、新たに「条例で定める」とされた事項が2つあります。ただし、条例整備は任意とされています。当市においては、2つの条例について制定しない方向で考えており、理由は以下のとおりとなります。

#### ① 子育てのための施設等利用給付に係る過料条例関係

「市が、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関する調査等を行い、保護者や教育・保育を行うものなどが、これに対して虚偽の報告等をした場合について、条例で過料を科する規程を設けることができる。」と、子ども・子育て支援法第87条で規定しているが、子育てのための施設等利用給付についても同様の取扱ができることとしている。(法第30条の3の改正)

#### (条例制定しない理由)

無償化は、保護者の経済的な負担軽減という側面もあることから、各種申請書類などが適正なものなのかきちんと確認しながら事務を進めることとし、過料条例関係は新設しないこととしたい。

#### ② 認可外保育施設に関する条例関係

「認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる。つまり、国が定める基準を満たしていない施設も対象とする経過措置を設けるところ、経過措置期間内において、市が条例により基準を定め、対象施設について基準を満たしている施設に限定することができる。

#### (条例制定しない理由)

市内の認可外保育施設等は、埼玉西ヤクルト販売株式会社 一本松保育所・第2べびーかろーれ・ちびっこランド若葉園・メルヘン保育園の一部・ベビーシッター5名 合計9カ所となる。ベビーシッターを除き、市内の施設は毎年立入調査を行い、国が定める指導監督基準を満たしていることを確認している。このことにより、実質的に劣悪な施設を排除する条例を新設しなくても、運営に問題はないと判断することができるためです。

ただし、ベビーシッターについては、指導監督基準が定められていないため、現在国が作成準備しているところです。このため、基準が策定されましたら、5年以内にその基準を満たしているか確認を行う必要があることを認識しています。